

# GLOBE

グローブ 2019 秋

99



(公財) 世界人権問題研究センター

## ウトロ地区



京都府宇治市伊勢田町 51 番地。ウトロと呼ばれるこの地区は、戦争遂行のために計画された「京都飛行場建設」に従事した朝鮮人労働者たちがつくった「飯場」がその始まりである。証言によれば、1300 人余りの朝鮮人が働いていた。日本の敗戦によって飛行場の建設は中断されたが、朝鮮人労働者たちには何らの対策が講じられることもなく、形成された朝鮮人集落が残った。トタン屋根のバラック群に瓦屋根の家が現れ始めたのは 70 年代後半、上水道管が通ったのはやっと 1988 年のことである。地盤が低く浸水被害も多発した。

2000 年、民間会社との土地の所有権をめぐる裁判に住民たちは全面敗訴、退去命令が下された。窮状を訴えたウトロ住民と支援者たちの訴えに呼応し、日本や韓国の市民、また韓国政府によって支援金が集められ、ウトロ地区の三分之一が居住スペースとして買い取られた。

公営住宅二棟を建設するための建物解体工事が 2016 年より始まった。ウトロを想う言葉が敷き詰められた壁（写真左）も、今はもうない。2017 年 12 月に公営住宅の第一棟が完成した（写真右側の建物）。

# GLOBE

GLOBE No. 99 2019 autumn 目次

連載	新しい人権問題への対応(その十五) ……大谷 實	2
外部寄稿	SDGs 先進都市 京都の取組 <small>「しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる京都            (レジリエント・シティ)のために」</small> ……齋藤 久也	4
連載	世界の人権はいま   普遍的定期審査の現場から   (その十二) ……坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	ヘイトスピーチと 表現の自由について ……上瀧 浩子	8
プロジェクトチーム二	近世前期六条村の様子 ……松尾 奏子	10
プロジェクトチーム三	難民であるかどうかは 誰が決めるのか? ……村上 正直	12
プロジェクトチーム四	学校教育とジェンダー ……馬場 まみ	14
プロジェクトチーム五	「二国二制度」と人権保障 ……前田 直子	16
プロジェクトチーム六	働き方改革の行方 ……植村 新	18
人権の窓	子どもたちの命を 徹底的に守り抜くために ……中西 茂人	20
事業案内	2019年度 人権大学講座 ……	22
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内 ……	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。  
 ■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…2019 秋「きのご祭り」  
 ■作品は「天才アート」< (特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供 > 大場多知子/きのご祭 1977 年生まれ

## 新しい人権問題への対応(その十五)



研究センター理事長  
前学校法人同志社総長

### 大谷 實

新しい人権問題として、わが国で最も早く登場したのは、犯罪被害者の人権でありました。ここで犯罪被害者といえますのは、殺人や傷害、強制性交(強姦)といった犯罪で被害を受けた者を指しますが、これ等の被害者は、犯罪によって生命、身体、財産等に直接の被害を受けるばかりでなく、事件に遭ったことよって精神的なショックを受け、心身に不調をきたして、その後の生活に支障が生じたり、多額の医療費の負担や犯罪の後遺症で失職することにより、経済的に困窮に陥る場合が多いのです。

それだけではありません。事件後に、近所の人たちの心ないうわさやマスコミの取材・報道、警察官等の不

当な取り調べへの対応などによって、精神的に傷つけられ、いわゆるPTSD(心的外傷後ストレス障害)に罹り、長く苦しむ例もあります。これらをひっくり返して、第二次被害と呼んでいます。こうした被害による苦しみは、被害者本人ばかりでなく、その遺族または家族にも多かれ少なかれ生じるのでありまして、被害者の人権を考える上では、そうした人のことも考える必要があります。犯罪被害者に関する法律を見ますと、例えば「犯罪被害者等基本法」のように、被害者の家族も含むという意味で、「犯罪被害者等」という用語が使われているのはそのためですが、ここでは「等」を省いて、「犯罪被害者」とすることにします。

犯罪被害者は、犯罪によって生活上大きな打撃を被る訳ですが、その被害を弁償するのは、法律上は当然加害者である犯人ということになります。民法七〇九条は、「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めているところです。しかし、殺人などの犯人は、ほとんどが貧しかったり、有罪になって刑務所に入れられたり、事件によっては死刑になるといった具合で、損害賠償を支払う能力はありません。犯罪被害者やその家族は、本来ならば弁償してもらえる法

律上権利があるのに、実際上はその権利は無きに等しいのでありまして、犯罪被害者は経済的に悲惨な生活に追い込まれる場合が多いのです。

殺人や傷害などの人身上の犯罪がすべてそうというわけではありませんが、二〇〇八年六月に発生した秋葉原通り魔事件の一七人の死傷者は、何の落ち度もないのに人生を台無しにされたのであり、近くは京都アニメ放火事件の三五人の被害者は、文字通り「いわれなき犠牲者」なのです。こうした犯罪被害者の方々を、犯人に損害賠償の支払い能力がないからといって、国や社会は放置しておいてよいのでしょうか。

労働災害、交通事故や公害等で死傷した場合には、国は労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保障法、公害健康被害補償法といった法律で、被害者を救済する方策を講じているのに、何の落ち度もなく一方的に損害を被った犯罪被害者が「泣き寝入り」しているのを放置しているのは不当ではないか。犯罪被害者を救済するのは国の責務であり、犯罪被害者補償制度を新設すべきではないか。

私は、このような観点から、今から五〇年ほど前、国による犯罪被害者の経済的支援を訴えて、「犯罪被害者補償制度を促進する会」を立ち上げて市民運動を展開し

たのですが、当時の大蔵省は、本来、加害者である犯人が損害賠償をすべきなのに、国が税金で補償するのは理論的に難しいという理由で、容易に認めようとはしませんでした。そこで、理論武装のために研究を重ね、ようやく辿りついた結論は、「殺人や強制性交といった犯罪は、人生を台無しにする重大な人権の侵害であるが、自由社会において犯罪を根絶することは不可能であり、犯罪は何時、誰のところに降りかかるか、予測がつかないところ、その被害をたまたま受けた被害者にすべて負担させるのは正義に反し、法秩序に対する国民の不信感を招く。」というものでした。

犯罪は人権侵害の最たるものですが、犯罪によって被った損害の回復も人権問題として捉えるべきなのです。私の主張がどこまで取り入れられたかは不明ですが、一九七四年八月三〇日に発生した三菱重工ビル爆破事件を直接の契機として、一九八〇年から「犯罪被害者等給付金支給制度」が発足して、殺人等による死亡および傷害による重障害の被害者本人または遺族に対し、国が一定額を支給することになったのです。それ以来、様々な犯罪被害者に対する公的支援が展開されることになりました。次回には現在までに到達した犯罪被害者支援について、かいつまんで検討することにします。

## SDGs 先進都市 京都の取組

「しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる京都  
(レジリエント・シティ)のために」

京都市総合企画局

SDGs・レジリエンス戦略課長

齋藤 久也

京都市では、SDGsという国連の一七の目標が登場する前から、「誰一人取り残さない」という思いのもと、一人ひとりを大切にする子育て支援、教育、福祉、人権、公共交通、環境、防災・減災などの取組が市民ぐるみで行われてきており、その結果が高く評価され、「全国八一五の市区の持続可能性・SDGs先進度調査」(日経新聞・平成三二年一月発表)で一位に輝きました。ここでは、レジリエント・シティ(しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる京都)の取組とともに、SDGsとの関係についてご紹介します。

レジリエンスとは

「レジリエンス」という言葉は、もともと、物体が元

に戻ろうとする力を意味し、心理学や生態学で主に用いられていましたが、二〇〇一年のニューヨークでの九・一一同時テロにおいて、復興に向けた合言葉として用いられたことから、災害や危機への対応において、広く使用されるようになりました。

特に、平成三三年(二〇一一年)に発生した東日本大震災が契機となって関心が高まり、今日、様々な危機や課題に対処するうえで、世界共通のキーワードの一つとなつていきます。

この言葉は、一般的に、様々な危機からの「回復力、復元力、強靱性(しなやかな強さ)」を意味するとともに、ダメージを受けても粘り強くしなやかに元に戻りながら、以前よりもより良く立ち直る状態を表現しています。

都市に関しては、「悪影響を及ぼす外からの力や、内部で生じる様々な困難な問題に、屈することなく粘り強く対処し、克服し、より良く発展する能力」が、「レジリエンス」なのです。

そこで、あらゆる危機を乗り越え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちたまちを目指して、レジリエンスの理念を政策に反映し、実行していくための取組指針として「京都市レジリエンス戦略」を平成三一年三月に策定しました。

都市をおびやかす「危機」について

都市をおびやかす様々な危機には、大きく分けて、

次の二つがあります。

- ・(突発的なシヨック) : 地震や台風、豪雨・暴風等の自然災害、テロ、サイバー攻撃、大規模な事故、伝染病のまん延、経済危機など、外因的な目に見える危機

- ・(慢性的なストレス) : 人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの活力の低下、インフラの老朽化など、都市の内部で進行する目に見えにくい危機

いずれも、都市の基本的な機能や安心安全な暮らしを損ない、都市が存続してその都市に人々が暮らし続けることを、不可能にしてしまうおそれがあります。

### SDGs、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略との連携・融合

「SDGs」は、「誰一人取り残さない」を合言葉に、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す一七の普遍的なゴール(目標)と、一六九のターゲット(達成基準)であり、実現に向けて各国政府だけでなく、地方公共団体や企業等の主体的な取組が求められています。

あらゆる危機を克服し、「持続可能な社会の実現」を追求するという方向性等において、「SDGs」と「レジリエンス」の取組は重なり合います。

「レジリエンス」は、本戦略では、主に課題解決に向けた思考方法や行動様式として用いており、レジリエンスの視点に基づき分野横断的に既存の取組等につい

て点検・見直しを行うことで、SDGsの目標相互のつながりを把握し、連携を図りながら、持続可能な社会の実現に向けた取組を確実に実行していくことが、京都ならではのSDGsの達成につながります。

また、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略(※)は、全体として、人口減少社会の克服等には、重心を置いていると言えますが、レジリエンス戦略では、人口減少が進行し続けた際に、マイナスの影響を最小限にとどめ、ピンチをチャンスに転じ、危機的状况からより活力ある社会への復興・発展を図るという視点で検討の方向性を示すなど、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に新たな視点を盛り込む機能を担っています。

これらを一体的に進めるための行政における推進体制として、市長を本部長とする「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部を設置し、「レジリエンス」の視点を盛り込むことによって、本市のSDGs達成に向けた取組を国際的に質の高いものに練り上げる」など、政策の相乗効果を追求しています。

※「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略：人口減少社会の克服と東京一極集中の是正のため、二〇六〇年までの本市の人口の将来展望等を示すとともに、それを踏まえ、二〇一五年～二〇一九年度までの五年間に、特に重点的に取り組むべき施策・事業等をまとめた戦略

## 世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第一回の普遍的定期審査（UPR）では、発言を行った六〇カ国から九五の勧告が行われました。中国は、そのうち四二の勧告を受け入れました。しかし、もっぱら西欧諸国によって行われた、表現の自由、結社の自由、司法の独立、法曹の保護、人権活動家の保護、少数民族の権利、死刑の削減、強制労働による再教育の廃止、拷問の禁止、メディアの自由及び差別に対する効果的な救済を含む五〇の勧告については、中国によって受け入れが拒否されました。残りの三つの勧告については、すでに実施されているとの見解が中国によって示されました。

なお、受け入れた勧告については、被審査国である中

国にはこれを実施する責任があり、第二回のUPRの際に、実施のために実際にどのような措置をとったかを報告しなければなりません。問題は、UPRで被審査国が受け入れなかった勧告です。これらについて、その後どのように対処するのかについて、UPRを定めた国連の制度構築決議では必ずしも明確ではありません。

先に挙げた表現の自由などの自由権に関する問題については、前回でも触れたように、審査当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族の取り扱いの問題に国際社会の関心が向けられていました。そのこともあり、英国やスイスは、チベット自治区の人権状況に懸念を表明しました。また、カナダは、チベット、新疆自治区及びモンゴルを含む、少数民族の人たちの恣意的な拘禁に深い憂慮を示しました。日本も、チベットや新疆自治区の少数民族に対する経済的及び社会的援助を拡大するよう要請しました。UPRの主眼は、被審査国の人権状況を精査することにありますので、こうした西欧諸国の発言はいわば当然であり、スリランカやパキスタンのように、チベット自治区に対する西欧諸国の発言はUPRの政治化だとの非難はまったく的外れということになり

ます。

こうした状況を踏まえ、二〇〇八年に国連人権高等弁務官はチベット自治区におけるデモ参加者に対する公安による行き過ぎた力の行使に懸念を表明しました。中国では官製デモは認められても、自然発生的なデモを表現の自由の行使として認める状況にはありません。一九八九年の天安門事件以来、特に顕著な傾向といえます。UPRにおける西欧諸国によって指摘されたチベット人やウイグル人に対する弾圧は、いまだ改善されないまま、現在に至っています。

こうした中国の現状の中で、二〇一九年六月、犯罪容疑者の中国への引き渡しを認める「逃亡犯条例」の改正に反対する香港での大規模デモが発生しています。今では、香港に対する中国政府による介入の懸念も生じています。一九九七年、香港は「一国二制度」の下で英国より中国に返還されました。一九八四年の英中共同声明により、香港は返還から五〇年は言論、出版、集会、結社、宗教の自由が認められた香港特別行政区となりました。実際、香港は中国本土で禁止されている天安門事件を追悼することのできる唯一の場所になっています。これを

可能にしているのは香港特別行政区基本法ですが、この法律も二〇四七年には終了します。その後は、香港は中国の一部として中国法が全面的に適用されることとなります。今、われわれが目撃している大規模デモなどはおそらく許されなくなるでしょう。

現在の香港の混乱を招いた責任で林鄭月娥行政長官が辞任する動きはありません。行政長官は、一二〇〇人から成る選挙委員会が指名し、國務院総理が任命します。選挙委員会の大部分を親中派の議員が占めています。こうしたこともあり、一説によると、中国政府が辞任を禁じているともいわれています。他方で、中国政府は、香港のデモを「動乱」とみなし、人民解放軍による暴徒鎮圧訓練の様子をテレビで放映しています。「力による抑え込み」の姿勢を見せています。

日ごろわれわれの生活と無縁と思いがちな国連人権理事会でのUPRですが、UPRがうまく機能せず中国の人権状況の改善がうやむやにされた延長線上に、現在の香港情勢があります。こうしたことを許すと、世界は「法の支配」や「人権の尊重」から遠く離れることにならないかとの危惧を禁じえません。

## ヘイトスピーチと 表現の自由について



京都弁護士会弁護士

上瀧 浩子

「ヘイトスピーチ規制は表現の自由と対立する」との問題意識が広く共有されている。本邦では人種差別撤廃条約四条（a）、（b）は留保している。この背後には、表現の自由を規制するほどには人種差別が深刻な状態にないという認識がある。

しかし、現在も、いわゆるヘイトデモが毎週のように首都圏等で行われている状況の下で、「人種差別は深刻な状況にない」という現状認識は既に過去のものである。条約の当該留保を取り消すことは焦眉の課題である。国連人種差別撤廃委員会は二〇一六年に一般的意見三五「ヘイトスピーチと闘う」を発表して、ヘイトスピーチと表現の自由の関係についてはあれかこれかという

関係ではなく、寧ろ規制が表現の自由に資するという立場をとる。

ヘイトスピーチの特質の一つは、沈黙効果にある。沈黙効果は、ヘイトスピーチの対象となるマイノリティは、ヘイトスピーチに抗議するとさらに攻撃を受けまたは抗議そのものを「軽く」扱われることから沈黙しがちであるという社会的事実を基礎としたヘイトスピーチの害悪の一つである。

ヘイトスピーチを放置すると言論の多様性を減少させるという意味で、沈黙効果は「言論の自由市場」という点でも害悪であると認識されているように思う。

このヘイトスピーチは、日本ではインターネットを媒介にして拡大再生産されてきた。

インターネットの普及以前は、紙媒体や電波媒体のシェアが大きい巨大メディアはコスト的にも手段的にも情報を流通させる能力という点で個人と全く異なるものであった。しかし、インターネットが普及するようになって、個人が低コストかつ容易に情報を流通させることが可能となった。以前は、マスメディア対個人との比較で考えられていた情報流通は、ネットの中では個人対個人に変容した。この中で社会的マイノリティの声は、まず、発信者が少数という意味でマジョリティが発

信する情報量と格段の差が生じる。また、被差別的な状況にあるマイノリティの言論の表出する際には沈黙効果のため言論の萎縮が生ずる。そのため、マイノリティの言論は「言論の自由市場」においては不可視化され易い。すなわち、現実のマイノリティーマジヨリテイの社会における力関係がインターネットの「言論の自由市場」ではそのまま反映され易いのである。

また、「言論の自由市場」という意味は、自由な言論の中で誤りが淘汰され心理に接近するシステムが担保されるといふもの、言い換えれば、「言論の自由市場」は言論の内容に着目したものであった。

他方、情報の流通という面から「言論の自由市場」を観察すると、それとは別個の面があることに気づく。すなわち、マスメディアの大きな影響力に着目して「国民の知る権利」を中心に構成するという視点は、言論の流通の不均衡さに着目したものである。ここで「不均衡」とされているのは情報の流通に関する「量」の問題であつて情報内容としての「質」の問題ではない。そして、「国民の知る権利」を中心に構成する視点は情報の「量」の問題であり、情報の量を拡散させる手段として圧倒的な力を持っている者と持たざる者との間の公平性である。

この点、インターネットでは社会における力関係がそのままネット上に情報「量」というかたちで反映されれば、インターネットの言論状況の量はマイノリティに不利な非対称となる。そのため、マイノリティとマジヨリテイの言論の不均衡を「公平」に是正するための何らかの措置が必要である。この言論の多様性の確保は、「国民の知る権利」として構成することもあり得るが、むしろ、マイノリティの情報を発信する権利と構成することが実態に即していると思われる。このように、特定のカテゴリーに属する者の特殊な「権利」を指定することは、権利の普遍性という意味からは議論があろう。しかし、憲法自身も「労働者の権利」すなわち相対的「弱者の権利」として特殊なカテゴリーを設定していること、また、メディアの表現の寡占性から、表現の自由を、情報弱者たる国民の「知る権利」を中心に構成し直すなどの操作が行われていることなどから、実体面を権利に反映させることは可能であると考ええる。

なお、現在のインターネットにおけるヘイトスピーチの状況は、深刻である。ネットで標的となつている在日コリアンが、怖くてネットに接続できないとか、ブログやSNSをやめるなど、実際にネットでの表現の自由の萎縮が生じており、看過できないと考ええる。



## 近世前期六条村の様子

大谷大学大学院修士課程修士

松尾 奏子

京都駅から東へ向かうと、飲食店やゲストハウスなどが立ち並ぶ一方で、フェンスで囲まれた空き地が多く目に留まる場所がある。崇仁地区にあるその辺の場所は、二〇二三年に京都市立芸術大学のキャンパス移転を控えており、二〇一九年現在は再開発の真ただ中である。その地区の一角に、近世京都の代表的なエタ村の一つである六条村があった。六条村は、二条城掃除役や牢屋敷外番役などの「公儀役」を勤めると同時に、エタ身分独自の生業である皮革業が営まれ、京都市中に住む人々の生活必需品を供給していた。

このように、六条村の人々が京都という都市で担った

役割は知られているものの、村内部の様子を示す史料は少なく、その様子を探ることは極めて難しい。そこで、六条村の年寄が書いたとされている『諸式留帳』から、当時の六条村の様相を探ってみよう。

六条村の成立は寛文年間以前、松原通東洞院東入ル稲荷町に所在したが、市中に人家が増えたため、寛文三（一六六三）年に六条河原に「御給田地」が与えられることになった。そして、宝永四年（一七〇七）十月、六条村と余部村の断罪領が、妙法院領へ替地を命じられることになる。この妙法院領への替地先である七条通南側の「三方は川、北へは御土居」なる場所が、以降の六条村の所在地である。六条河原から妙法院領への移転は、移転を命じられてから移転実行までに約七年間を要しているが、その要因は、替地先である妙法院と六条村との間で、移転地の諸条件をめぐっての交渉が背景にある。その条件とは、公儀役の勤仕や、村に住む人々の居住環境の整備・保全といった、移転後の村の生活を保つための主張であると言える。ではなぜ、村の人々はそのような主張をしなければならなかったのであろうか。移転時期について交渉している宝永四年十二月条には、六条村に約二百軒の家と「七百人余の者共」が居住していたこ

とが記されている。この数は、三条通鴨川東に所在した余部村と並んで、近世京都のエタ村の中でも最大規模であった。これほどの村が移転をするとなると、京都市中での公儀役や皮革商売に支障が出て生活が困難になるために「至極迷惑」であるので、移転時期を交渉しているのである。

では「七百人余の者共」とは、どのような人々であったのだろうか。『諸式留帳』には六条村に様々な職種に携わる人々が見られる。例えば、宝永三年八月に江州のエタ二名と余部村、六条村の皮革商売に携わる者達の間で馬皮をめぐる一件がおこる。この一件から「余部村笹屋」「六条村南町大和屋」という屋号をもつ商人がいること、その下で働く「手下」がいること、ほかに切付屋、雪駄屋などの諸職人がいたことが分かっている。これら商売に関わる者達の商売と生活を守るため、六条村年寄は妙法院側へ移転時期の調整を願い出たのである。

次に、村の景観について検討してみたい。六条村が六条河原から移転したその地の様子については「七条通南側新家の裏軒より南表、西は御土居、北より南へ見とをしにて、東は新家の堀切」とある。先に述べたとおり、六条村は三方が高瀬川で囲まれており、すぐ北側は御土

居であった。それに加え、高瀬川を越えて更に西側にも御土居があり、東側は妙法院領の新家が立ち並んでいたことが分かる。では、「北より南へ見とをしにて」とは何を示すのだろうか。近年発見された『今村家文書』には、六条村が七条通南側へ移転した正徳三年の六条村の絵図がある。この絵図を見ると、六条村北側の東西にはしる御土居が、六条村東側から三分の一程の所で北へ直角に曲がっている。つまり東側から三分の一程の場所が、七条通を挟んで「北より南へ見とをし」となるのである。このように、文字史料だけでは想像が難しい村の景観が、絵図の存在によって具体的にわかってくるのである。

エタ村を考える上では、ひとくりに村単位で見るとではなく、その村内部の実態や景観に注目することも重要である。そしてその理解には、絵図などの史料が不可欠である。それによって、より具体的なエタ村の村としての機能が浮かび上がり、そこに生きた人々の生活がわかってくるのではないだろうか。多くの人々を抱えていた六条村が、村として機能していたからこそ、移転交渉がなされる必然性が出てくるのである。そのことは史料によって初めて浮き彫りになる六条村の実態なのである。

## 難民であるかどうかは 誰が決めるのか？



研究センター研究員  
大阪大学大学院  
国際公共政策研究科教授

村上 正直

二〇一八年一二月、東京高裁で一つの判決が下された。勝訴したのはスリランカ国籍の男性（X）で、敗訴したのは法務大臣（国・Y）である。Yは最高裁に上告せず、この判決が確定した。この裁判には長い経緯がある。Xは二〇〇六年に日本に到着したが、不法入国と判断され、退去強制命令がでた。Xは、その後難民認定申請をしたが、Yは認めなかった。そのため、Xは、二〇〇七年に難民不認定処分を取消しなどを求めて大阪地裁に提訴した。同地裁は、二〇一一年にXを難民と認め、難民不認定処分を取り消した。Yは控訴せず、この判決が確定した。ところが、Yは、同年一二月に再度Xに難民不認定処分をした。そこで、Xは二〇一五年にこの不認定処分の取消しを求めて東京地裁に提訴した。

同地裁は、二〇一八年七月にXを難民と認めた。Yが控訴したため、東京高裁で審理が行われ、この判決が示された。最初の提訴のときから一一年が経過していた。何が問題だったのか？

### 日本の難民認定制度

日本の難民認定制度は、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が定める。それによれば、難民とは主に「難民の地位に関する条約」（難民条約）が定める難民をいい、また、難民認定申請があった場合には、法務大臣がそれを決定する。難民条約にいう難民は、人種・宗教・国籍・特定の社会的集団の構成員性・政治的意見により、迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するために、国籍国の保護を受けることができない者又はその保護を受けることを望まない者である（第一条A(2)）。要するに、本国から迫害される可能性のある者である。

自国民の保護は、その国籍国の責任である。しかし、難民は本国から迫害を受けているから、国籍国の保護はない。そのため、他国の保護が必要となる。逆に、その必要がなくなれば、他国がその者を保護し続ける必要はない。難民条約は、難民ではなくなる場合を規定するが（終止条項）、その一つに「難民であると認められる根拠となつた事由が消滅した」ことをあげる（第一条C(5)）。迫害の危険がなくなったということである。

## スリランカ情勢

スリランカ情勢をみておこう。同国では、一九八三年以降内戦が続いた。同国北・東部を主な居住地とする少数派タミル人の武装勢力である「タミル・イーラム解放の虎（LTTE）」が、北・東部の武装分離独立運動をすすめたからである。Xは、同国北部出身のタミル人であり、スリランカ警察当局からLTTEとの関係を疑われて事情聴取を受けるなどしていた。それ故、Xは、政府による生命・身体に対する危険を感じていたのである。二〇〇九年、スリランカ政府がLTTEを制圧し、内戦は終結する。しかし、これで終わりではなかった。

## 当事者の主張と裁判所の判断

三つの裁判で、Xは次のように主張する。①Xは、裁判判決で難民と認められたのであり、②その地位の終了は条約第一条C(5)のみより、かつ、終止条項該当性の立証責任はYにある、③仮に終止条項の適用がないとしても、スリランカ情勢に基本的変化はなく、Xはなお難民である。Yは次のように主張する。①日本ではYのみが難民認定権限を有する、②終止条項は難民に関する規定であり、Xに適用はない、③仮にその適用があるとしても、本国情勢の本質的変化によりXは難民の地位を失った。

三つの裁判所の答えは次のようである。①Xは難民で

ある、②それ故、その地位の喪失は第一条C(5)に該当することを要し、その立証責任はYにある、③スリランカでは、二〇一八年一〇月現在でも、Xにはなお生命・身体危険があり、難民の地位は失われていない。

## 判決の評価

Y側が最後まで拘ったのは、難民認定権限はYにのみあるということであった。しかし、三つの裁判所は、難民不認定処分取消しは難民認定と同じ効果があるという。この判断は妥当である。難民該当性の有無は、Yの裁量的判断によるものでも、Yのみがなし得る専門的判断でもない。また、難民不認定処分の取消訴訟では、他の争点の問題となる場合を除いて、裁判所は難民該当性について判断しなければならぬし、判断してきた。要するに、裁判所に難民認定権限を認めることも可能なのである。

入管当局は、東京高裁判決を受けて、二〇一九年一月二一日付けの、地方入管難民調査担当者宛「事務連絡」において、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定した外国人については、改めて難民該当性の判断をする必要はないとした。「裁判所の難民認定権限」を、はじめて実質的に認めたのである。この判決の意義の一つはここにある。

## 学校教育とジェンダー

研究センター研究員

京都華頂大学現代家政学部教授

馬場 まみ

今年、一九七九年に国連で女性差別撤廃条約が採択されて四〇年の節目の年です。そして、日本がこの条約を批准（一九八五年）してから三四年が経ちました。日本では、批准を契機に「男女雇用機会均等法」（一九八五年）が制定されるなど男女平等政策は大きく前進しました。しかし日本は、世界経済フォーラムが二〇一八年に発表したジェンダー・ギャップ指数で一四九か国中一一〇位と依然低いことから、現在においてもなお男女格差が大きいといえます。

女性差別撤廃条約では、差別の解消には「社会及び家

庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更すること」（前文）が必要であると述べられています。つまり、女性差別の根本に、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業があると指摘しているのです。

日本で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業による社会のしくみが作りあげられたのは、産業化が進展した高度経済成長期であるといわれています。この時期に、教育内容もこのしくみに合致する方向へと変化していきました。一九五七年に中央教育審議会がだした「科学技術教育の振興方策について」という答申では、「科学技術に関する研究と教育」の重要性が強調されているのですが、これは男子を想定していました。一方女子については、教育課程審議会答申（「高等学校教育課程の改善について」一九六〇年）に、「家庭生活の改善向上に資する基礎的能力を養う」ことが必要だと述べられています。産業化社会の形成に向けて、男女で異なる能力の育成を目指していたのです。その結果、中学・高校においては、家庭科を女子のみが履修するという男女で異なるカリキュラムが作りあげられました。

このような状況にあった日本の教育に、女性差別撤廃

条約はどのような変化をもたらしたのでしょう。まず正課カリキュラムでは、条文に規定されている男女で「一の教育課程」（第十条）にするため、家庭科の女子のみ履修を男女共修にしました。これは、家庭を守り、家事・育児を行うのは女性であるという考え方の教育から、男女ともに家庭生活に責任をもち、男女で家事・育児を担うという考え方への転換を意味しており、性別役割分業に基づく教育から脱却する大きな一歩となりました。

正課のカリキュラム以外にも、性別役割分業意識に基づく学校文化の見直しが行われてきました。それらは「かくれたカリキュラム」とよばれ、男女別名簿という慣習もその一つです。男女別・男子優先名簿は「男が先、女は後」という順序を表わし、児童・生徒に対して日常的に無意識のうちに「男が主、女は従」というメッセージを発し続けます。その問題点が指摘され、従来「あたり前」とみなされていた男女別名簿から男女混合名簿への移行が進められてきました。さらに、教科書や副読本の記述の見直し、学校行事における男女の役割の変更なども行われつつあります。

一方で現在も続く「かくれたカリキュラム」もあり、その一つに制服があります。制服では、男女別に異なる衣服が制定されます。高度経済成長期に中学校で制服が次々と制定され、男子は詰襟学生服、女子はセーラー服という組み合わせが多くみられました。男子の詰襟服は凛々しくて「男らしい」服装、女子のセーラー服は可憐で「女らしい」服装だとみなされます。今日でも、男子はズボンとネクタイ、女子はスカートとリボンという組み合わせが多くみられ、生徒は毎日の制服着用を通して、性別役割分業につながる「男らしさ」や「女らしさ」を体現しているといえます。近年、性同一性障害に関する議論が盛んですが、制服が性自認の多様性に対応できないという問題も生じています。男女別に制定する制服は、様々な課題を内包しているといえるでしょう。

学校で学び、体験することは、人の成長に重要な役割を果たし、価値観の形成に大きな影響をおよぼします。社会の変化にともなって、学校も変化しなければなりません。従来「あたり前」のこととして問題視されてこなかった教育内容や慣習についても、男女平等という視点から見直し是正していくことが重要だと思えます。

## 「一国二制度」と人権保障



研究センター研究員  
京都女子大学法学部准教授

前田 直子

今年四月初旬、香港では、香港で身柄拘束された容疑者の引渡しに関する「逃亡犯条例」について、中国を引渡先に追加する改正案の審議が立法会（議会）において始まった。条例改正の動きは、二〇一八年に台湾での殺人事件の香港人容疑者が、香港に戻り台湾での訴追を逃れたことを契機に、「一国二制度」により「高度な自治」が保障されている香港には、欧米諸国とは独自に締結している引渡協定が、台湾との間にないことが問題となった。香港政府は、中国を引渡先とすれば台湾は含まれると説明し、香港に逃亡・潜伏する容疑者の放置は治安悪化につながると改正の趣旨や意義を唱えたが、香港の民

主派からは、司法制度が不透明な中国が引渡先となれば、香港における自由や人権を脅かされるとして大きな反発を招いた。当初、親中派が多数を占めている立法会では、改正案は夏にも成立するだろうと考えられていたが、民主派議員の審議拒否を含め民衆のデモは拡大し、六月中旬には二〇〇万人が参加した。さらに八月には空港での抗議活動による航空便への影響や、学生による秋以降の授業ボイコットへとつながった。香港行政長官は条例改正案の「事実上の廃案」（その後九月には「撤回」を表明したが、市民らは行政長官の辞任を求めている。長官自身は中国政府に何度も辞意を伝えているが、中国政府は事態収束まで長官の辞任を認めない方針だとも報道されている。八月下旬には、静観していた中国政府も、深圳に人民解放軍を集結させ無言の圧力を加え始め、香港警察もデモの排除に動き出した。

香港の主権返還に関する中英共同声明（一九八四年一月）により、一九九七年七月一日の中国への返還後、香港は特別行政区として「一国二制度」のもと、五〇年間（二〇四七年迄）にわたって社会主義政策の実施を求められないことが約束された。しかしこの数年の民主化運動や表現の自由に対する抑制（禁書販売の香港書店関

係者が中国で身柄を長期に拘束された事件（二〇一五年）、香港の裁判所による民主派議會議員四人の失職決定（二〇一七年）、香港独立を主張する政治団体の活動の禁止（二〇一八年）、民主的な香港行政長官選挙を求める「雨傘運動」（二〇一四年）の提唱者らへの有罪・量刑決定（二〇一九年四月）等）により中国政府への不信感に拍車がかかった。

香港返還後も、中国本土と香港の司法制度には違いがある。中国本土の司法機関は共産党の指導下にあり、最高人民法院（最高裁判所）院長はかつて、司法の独立など西側の誤った思想は断固拒否すると発言したと報道されている。香港は一九九三年に死刑制度を廃止しているが、本土では死刑制度があり、その執行数が世界でも最も多いとされている点も大きな違いであろう。

人権の国際的保障の観点からは、イギリス施政下においては、適正・公正な刑事手続や生命身体の自由、表現の自由等を保障する自由権規約は、締約国イギリスの海外領土としての香港にもその適用・保障があった。中国は自由権規約の締約国ではなかったが、中英共同声明及び香港特別行政区基本法に基づき、返還後も引き続き香港に限り、自由権規約の適用を受け入れた。条約制度に

おいても、本土では適用がなく特別行政区にのみ適用するという一国二制度を前提とする事例は珍しい。一九九九年第一回報告、二〇〇五年第二回報告、二〇一一年第三回報告を提出し、それぞれについて自由権規約委員会での審査を受け、委員会所見にあたる「総括所見」が採択されている。

自由権規約委員会は、第三回報告審査（二〇一三）での総括所見において、中国・香港政府に対し様々な勧告を行っている。選挙・被選挙権への不当な制限の撤廃、独立した国内人権機関の設置、公衆妨害罪や違法集会の名目による表現の自由等に対する不当な制限の見直し、公務員（警察官）への人権研修、等は第一回の報告審査時から指摘されている改善点として再度取りあげられている。特に民主的で公正な選挙についての懸念は大きく、行政長官が辞任するとすれば、この問題は再燃することになろう。勧告の履行状況を踏まえた第四回報告の提出期限は二〇一八年三月末だが提出は遅延している。「一国二制度」のもとでの人権保障は重要な局面を迎えているが、第二の天安門事件となるような強硬手段が図られないよう、国際人権の視座をもって事態が打開されることを期待したい。

## 働き方改革の行方



研究センター研究員  
京都女子大学法学部准教授

### 植村 新

本年の四月一日から、働き方改革を実行に移すべく、働き方改革推進法が順次施行されています。同法は「労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変え」ることを目指すものであり、日本経済再生に向けた「最大のチャレンジ」と位置づけられるものです（働き方改革実現会議決定「働き方改革実行計画」（二〇一七年））。働き方改革は日本の社会のあり方に大きなインパクトをもたらし得るため、その意義や全体像、今後の課題について私たちもしっかりと把握しておくことが重要です。そこで、今回はこれらの点について概要を解説したいと思います。働き方改革についてさらに詳しくお知りになりたい方は、水町勇一郎『労働法入門（新版）』（岩波

新書、二〇一九年）やそこに挙げられている参考文献等をご覧ください。

第一に、働き方改革は、①長時間労働の是正、②雇用形態に関わらない公正な処遇の確保、③多様で柔軟な働き方の実現を三本の柱としています。具体的には、①長時間労働を是正するための改正として、労働時間の絶対的上限の設定（原則月四五時間、年三六〇時間）、月六〇時間以上の時間外労働に係る割増賃金率の引上げ（中小企業についても二五%から五〇%へ）、使用者による年次有給休暇の付与義務（年五日）が、②公正な処遇を確保するための改正として、正規労働者と非正規労働者（パート・有期・派遣）との労働条件における不合理な格差の禁止が、③多様で柔軟な働き方を実現するための改正として、フレックスタイム制の清算期間の延長や高度プロフェッショナル制度の新設が主に挙げられます。

第二に、こうした働き方改革の背景には、少子高齢化により生産年齢人口が減少していくなかでイノベーションも欠如していることが「経済成長の隘路」になっているという問題認識があります。この状況を打破するためには「労働参加率の向上」と「付加価値生産性の向上」とが必要であり、働き方改革こそが、上記の要請に

応えて「労働生産性を改善するための最良の手段である」とされているのです（働き方改革実現会議決定「働き方改革実行計画」（二〇一七年））。具体的には、①長時間労働が是正されると仕事と家庭生活との両立が可能になり、少子化の解消や女性のキャリア形成に結びつく、②正規・非正規間の格差が改善されることは非正規労働者のモチベーション向上に繋がります、これによって労働生産性の上昇が期待できる、③多様で柔軟な働き方が実現すると労働者がそれぞれのライフステージに合った仕事のやり方や付加価値の高い仕事を選択が可能になり、国全体の生産性の向上につながる、といった具合です。このように、現行の労働制度や働き方を経済の問題として捉え、労働者に生じている不公正な状況を改善する社会政策としての性格よりも、むしろ上記の経済問題を打破する経済政策としての性格を強調する点に、働き方改革の特徴があると言えるでしょう（水町勇一郎「働き方改革」の到達点と課題」法律時報九一卷二号（二〇一九年）五六頁）。

第三に、しかし、働き方改革も労働法制の改革である以上、社会的公正さの視点が忘れられてはなりません。それどころか、経済的利益の追求が最優先となりがちな企業の経営に歯止めをかけ労働者の生存と尊厳を堅持

することに労働法の本来の任務がある以上、経済政策としての側面は、社会政策として正当性が認められる限りでのみ考慮できるというべきです。こうして、働き方改革を評価するにあたっては、社会的公正さの視点が疎かにされていないかに注意することが重要になります。たとえば、①長時間労働の是正として労働時間の絶対的上限が設定されましたが、月四五時間、年三六〇時間という上限には例外が設けられており、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合には単月で一〇〇時間未満、二〜六ヶ月平均で八〇時間以内まで延長可能です。しかし、この基準は、労災認定にあたって業務災害との関連性が強いと評価される「過労死ライン」に相当するものであり、社会的公正さの視点からは不十分な規制と言えるでしょう。また、③多様で柔軟な働き方として導入された高度プロフェッショナル制度は、労働時間規制が適用されなくなる代わりに実施するべき健康確保措置の内容が不十分であると指摘されており（制度上は年一〇四日の休日付与と臨時の健康診断の実施のみでも可）、この点も社会的公正の視点からは問題です。社会的に公正かという視点を常に持ちながら働き方改革を評価し、その内容をより充実させていくことが今後の私たちに残された重要な課題です。

## 子どもたちの命を 徹底的に守り抜くために



京都市児童相談所長

中西 茂人

次代を担う子どもたちをはぐくむ、新しい「令和」の時代がスタートしました。

しかし、昨年来、虐待により幼い命が失われるという、痛ましい事件が全国で相次いでいます。

厚生労働省の数値によれば、平成三十年度の全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は過去最多となる一五八、九五〇件にも及んでおり、次代を担う子どもや子育て家庭に、どのような支援の手を差し伸べることができるのか。

児童相談所や子どもに関わる職種の方々はもとより、子どもや子育て家庭とともに地域社会で暮らす一人ひとりに突き付けられている大きな課題だと感じています。

### 児童虐待へのこれまでの主な取組

京都市では、平成十九年に市民共通の行動規範である「京都はぐくみ憲章」を制定し、その理念に基づき、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を温かく見守り、支えていく施策を展開してまいりました。

特に、児童虐待については、平成二十四年度に、本市独自に第二児童相談所を設置したうえで、従来の児童相談所を含め、全国トップクラスとなる児童相談所の体制を確保してまいりました。

現在、二箇所の子どもの児童相談所において、子どもの安全確認をはじめ、緊急性や重篤性が高い場合には、速やかに一時保護を行う等の子どもの安全を第一に置いた対応を行っています。

また、平成二十九年度には、全ての区役所・支所に、子どもや子育て家庭の一元的な相談窓口となる「子どもはぐくみ室」を開設したうえで、同室の職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、乳幼児健診など多くの子育て家庭が利用される制度の申請時等にワンストップかつ丁寧な寄り添って対応することにより、「課題や困り

「ごとを抱えた世帯」も含め、子育て家庭が必要とするニーズに「気づき」、必要な支援に「つなぐ」取組を展開しています。

### 京都市における児童虐待の状況について

平成三十年度に市内二箇所の児童相談所に寄せられた児童虐待相談・通告件数は、前年度比二四％増となる過去最多の二、二八件にも及び、全国の傾向と同様に増加の一途を辿っています。

急増している要因には、全国での痛ましい児童虐待事件の相次ぐ発生や児童虐待防止に関する啓発等により、社会的な関心や関係機関の認識が更に高まったこと、また、平成二十八年度の警察庁通達により警察署において通告対象を広く確実に行うよう徹底されたことで、子ども（面前で）の配偶者間の暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）による心理的虐待通告が大きく増加していることにあると考えています。

一方、かけがえのない存在であるはずの子どもに対する虐待が、これほどまで数多く発生している背景には、多くの子育て家庭が、かつてないほどに孤立した状態に置かれているという現実があると考えています。

更に、核家族化や少子高齢化、格差社会の進行、地域コミュニティの希薄化等、昭和から平成にかけての社会全体の大きな変容とともに、保護者自身の育ちの中での愛着や信頼関係の躓き等の要因も重なり、家族や親族だけでなく地域社会からも孤立した状態にある大人たちの姿があると思われれます。

### 更なる児童虐待防止対策の充実に向けて

このような状況を受け、京都市では、今年度には、子どもはぐくみ室及び児童相談所の体制を大幅に充実したうえで、これまで児童相談所が一元的に担ってきた児童虐待の仕組みを見直し、初期対応後の相談支援において、地域での子育て支援サービスや家庭への寄り添い支援が必要な場合に、市民に身近な子どもはぐくみ室が主担当機関となつて、関係機関と連携しながら、地域で温かく見守り、支えていく新たな取組を進めております。

子どもたちの命を徹底的に守り抜く。そして、安心・安全な環境で、子どもたち一人ひとりが尊重され、健やかに育っていけるように、本市のみならず、地域や関係機関と一緒に育って見守り、支えていく。

そんな取組を一層進めてまいります。

## 2019年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で22年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
8	10月15日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都・鴨川河原の歴史 ～「四条河原」「五条河原」に生きた人びと～	下坂 守	—
9	10月29日 (火)	フィールド ワーク	13:00～17:00	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、 東九条の成り立ち	南 珂賢 村木美都子 山本 崇記	—
10	11月22日 (金)	講義	14:00～15:40	外国人労働の受け入れと人権	薬師寺公夫	PT 5
11	12月13日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	海を渡った被差別民	関口 寛	PT 2
12	1月24日 (金)	講義	14:00～15:40	死刑と人権 ～死刑をどう考えるか～	大谷 貴	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 貴		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場：9エルファセンター（南、東九条北松ノ木町12）

その他 ハートピア京都（中、烏丸丸太町下ル）

### 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円（学生は5千円） 法人会員 5万円
- ◎特典
  - ・『グループ』（季刊：年4回発行）『年報』の無償送付
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
  - ・「人権大学講座」の無料受講
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内

## 会場案内



## 講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地  
TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱 UFJ 銀行	京 都 支 店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本 店	普通	1039688

### 申 込 先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khrii.or.jp

HP：http://www.khrii.or.jp

## ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

### 【コース一例】

#### ■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッ  
テイ千本・北野天満宮〉

#### ■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・  
八坂神社・清水寺・耳塚・  
豊国神社〉

#### ■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹  
東柱石碑・護王神社・六  
角堂・四条河原の阿国像〉



#### ■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稻荷大社〉  
洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉  
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



### 【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに  
1,000円を加算  
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金  
でお支払ください。

### 【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

e-mail: [jinken@khrrior.jp](mailto:jinken@khrrior.jp)

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



◎定価  
1,500円(+税)

### 「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



### フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

## 『真の女性活躍のために』 刊行

- ◇目次
- 序章 真の女性活躍のために
  - 第1章 女性活躍推進法
  - 第2章 男女雇用機会均等法
  - 第3章 育児介護休業法
  - 第4章 母性保護
  - 第5章 性別に基づく待遇格差是正規定の今日的意義
  - 第6章 柔軟な働き方—テレワーク・在宅就労
  - 第7章 女性活躍と転勤をめぐる法的課題
  - 第8章 女性就労と社会保険



頒価 500円（税別）

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ

**公益財団法人 世界人権問題研究センター**

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] [jinken@khrii.or.jp](mailto:jinken@khrii.or.jp)